

府中市情報公開・個人情報保護審議会  
(平成20年度第1回)

1 日 時 平成20年5月8日(木) 午前10時から午前  
11時30分まで

2 場 所 府中駅北第2庁舎第1会議室

3 出席者

(1) 委員 山上義人(会長)、鹿島秀樹(職務代理者)、大森  
齋、岡田昭太郎、菊池希佐太、北谷博和、橘和尚道、  
鈴木けい子、和中信男、

(2) 市職員 市民生活部住宅勤労課長 石川伊知郎  
市民生活部住宅勤労課住宅係長 三浦涉  
福祉保健部参事 鎌田義恵  
福祉保健部高齢者支援課長補佐 加藤哲康  
福祉保健部高齢者支援課施設担当主査 鈴木哲夫  
市民生活部保険年金課長補佐 石橋純一  
市民生活部保険年金課給付係 大隈亜希子  
福祉保健部障害者福祉課長 深美義秋  
福祉保健部障害者福祉課自立支援係長 平井雅士  
福祉保健部健康推進課長 松田肇  
福祉保健部健康推進課成人保健係長 大野由美子

(3) 事務局 総務部広報課長 関根昌一、  
同広聴担当主査 加藤康生、同主任 遠藤公巳明

4 議 題

- (1) 会長及び職務代理者の選出について
- (2) 会議の公開について
- (3) 個人情報の収集等に係る諮問について(審議事項)

(4) 個人情報を取り扱う事務の届出について (報告事項)

(5) 個人情報を取り扱う事務の変更について (報告事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

府中市情報公開・個人情報保護審議会  
(平成20年度第1回) 議事要旨

(事務局) 本日はお忙しい中ご足労いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。本日の会議内容は、お手元の会議次第のとおりでございますが、会長及び職務代理者が選出されますまで、私、政策総務部広報課の遠藤が進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第2の委嘱状の交付でございますが、本来ならば、市長から、委員の皆様一人ひとりにお渡しすべきところでございますが、都合により、皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これをもちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様の任期は、府中市情報公開条例第34条第3項の定めるところによりまして、委嘱日から2年間となりますのでよろしくお願いいたします。

次に、政策総務部広報課長関根からご挨拶申し上げます。

(広報課長) おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。皆様には日頃から市政に関して格別のご理解ご協力を賜りありがとうございます。また、このたびは情報公開・個人情報保護審議会の委員をお引き受けいただきありがとうございます。

本日の審議会ですが、当初4月10日に予定しておりましたが、開催直前になりまして警視庁から通知が

ありまして、今回の審議いただく予定でありました公営住宅における暴力団の排除の対象施設に、市営住宅だけでなく、市民住宅、また、高齢者住宅を加える必要が出てきまして、急きょ予定を変更させていただきました。委員の皆様には大変お忙しい中誠に申し訳ありませんでした。

最近の個人情報に関する動きですが、先日新聞報道にもありましたように、内閣府の方でも個人情報の保護に関する基本方針について、必要な情報が取れないことや、過剰反応の問題があります。府中市といたしましては、今後個人情報の収集については、委員の皆様のご意見が大変重要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局) それでは次に、会議次第3としまして、各委員の皆様をご紹介申しあげます。紹介順は、五十音順とさせていただきます。はじめに、大森齋様でございます。次に、岡田昭太郎様でございます。次に、鹿島秀樹様でございます。次に、菊池希佐太様でございます。次に、北谷博和様でございます。次に、橘和尚道様でございます。次に、鈴木けい子様でございます。次に、山上義人様でございます。そして、和中信男様でございます。なお、岩田正美様につきましては、本日、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。以上が審議会委員の皆様でございます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。広報課長の関根でございます。広聴担当主査の加藤でございます。そして私、主任職の遠藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それではここで、本日の会議資料の確認をさせていただきます。説明に入る前に、資料の確認をさせていただきます。資料が数多くございますので、不足の資料がございましたらその場でお申し出くださいますようお願いいたします。

はじめに、事前にお配りした資料を確認いたします。本日の会議次第が1枚ございます。

次に資料1-1、諮問文書の写しがございます。

次に資料1-2、住宅勤労課の説明資料。

次に資料1-3、市営住宅条例（改正案）の全文。

次に資料1-4、A4ヨコの市営住宅条例の新旧対照表。

次に資料1-5、市民住宅運営要綱（改正案）の全文。

次に資料1-6、A4ヨコの暴力団排除手続きフロー表。

次に資料1-7、高齢者支援課の説明資料

次に資料1-8、高齢者住宅条例（改正案）の全文。

次に資料1-9、A4ヨコの高齢者住宅条例の新旧対照表。

ここまでの事前にお送りした資料でございます。

次に、本日お配りしました資料といたしまして、まず、情報公開条例等関係例規をまとめたものがございます。

次に本日の諮問事項に係る参考資料として、諮問に係る事務の現在の届出の写しをまとめたものがございます。

次に本日の報告事項にかかるものとして、資料2-1の、保険年金課から提出のありました個人情報取扱

事務届出書の写し。

次に、資料3-1、障害者福祉課から提出のありました、個人情報取扱事務変更届の写し。

最後に、資料3-2、健康推進課から提出のありました、個人情報取扱事務変更届の写し。

以上でございます。皆様、不足の書類はございませんでしたでしょうか。

それでは次に、会議次第4の(1)、本審議会の会長及び職務代理者の選出に移ります。府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第3条の規定に基づき、会長につきましては、委員の互選、職務代理者につきましては、会長の指名となっております。よろしくご協議をお願いいたします。

(委員) 前回の任期に引き続き、山上委員に会長職をお願いするのがよろしいかと思いますが、皆様はいかがででしょうか。(→山上委員が推薦される)

(事務局) それではここで席の移動をしていただきたいと思います。(→山上委員が会長の席に着席)

(事務局) 山上会長に職務代理者の方を指名していただきたいと思います。

(会長) 前回の任期に引き続き、鹿島委員にお願いしたいと考えていますが、鹿島委員いかがでしょうか。(→鹿島委員承諾)

(事務局) それではここで席の移動をしていただきたいと思います。

ます。(→鹿島委員が職務代理者の席に着席)

(事務局) それでは、ここで、会長からごあいさつをいただきたいと思います。山上会長、よろしく願いいたします。

(会長) メンバーも一部変わりました、今回の任期で初めての審議会の開催となりました。この府中市情報公開・個人情報保護審議会は、ご案内のとおり、条例の規定に基づき、情報公開・個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、または意見を述べるための機関でございます。情報の透明性、また個人情報の適切な取扱いに対する市民の皆様のご期待に応えていくため、皆様よろしく願いいたします。今回新たに選任されました委員さんにも、是非新鮮な視点で積極的に議論にかかわっていただければと思います。

(事務局) ありがとうございます。さて、本日の審議会でございますが、9名の委員さんにご出席いただいておりますので、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第4条第2項に定める、会議を開くことができる出席委員の人数を満たしておりますことをご報告いたします。

ここからは、山上会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは、議事の進行をさせていただきます。皆さんよろしく願いします。では、会議次第3の(2)、「会議の公開について」でございますが、府中市情報公

開条例第32条には、会議の公開の原則が定められておりますので、このことを勘案し、本審議会の議事は原則公開としたいと思っておりますので、皆様よろしく願いいたします。

では、会議次第3の(3)、「個人情報の収集等に係る諮問について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。今回は、「市営住宅管理事務」ほか2つの事務で新たに扱うこととなる個人情報について、諮問するものです。ここで、諮問する理由につきまして、若干、説明させていただきます。

本日の議題となっております「市営住宅管理事務」などにおいて新たに行う個人情報の収集は、具体的には入居者及び入居予定者に暴力団員が含まれているか否かを警視庁に照会し、回答を得るというものなのですが、一連の事務の流れにおきまして、外部提供、本人以外からの収集、センシティブ情報の収集が発生いたします。

お手元の条例関係をまとめた資料をご覧ください。

「府中市個人情報の保護に関する条例」では、第14条第2項におきまして、実施機関が個人情報を外部へ提供することが禁じられております。外部提供をするためには、第14条第3項第1号から第5号に定める事由のいずれかに該当する必要がございます。このいずれにも該当しない場合は、本審議会に諮り、お認めいただくことができれば、外部提供ができるという規定が、第14条第3項第6号に定められております。

また、少しページが戻りますが、個人情報保護条例第7条第1項におきまして、原則として、実施機関が

個人情報収集する場合は、本人から収集しなければならないと定められております。本人以外のものから個人情報収集する場合は、第7条第2項第1号から第8号に定める事由のいずれかに該当する必要がございます。このいずれにも該当しない場合は、本審議会に諮り、お認めいただくことができれば、個人情報の収集ができるという規定が、第7条第2項第9号に定められております。

さらに、条例第8条におきまして、社会的差別につながる情報や病歴等、いわゆるセンシティブ情報の収集が法令に定めのある場合を除いて禁じられております。法令に定めのない場合は、本審議会に諮り、お認めいただくことができれば、収集することができるという規定が、同じく第8条に定められております。

外部提供と本人以外からの収集につきましては、それぞれ第14条第3項第5号及び第7条第2項第8号に根拠を見出すことも考えられるのですが、センシティブ情報を取り扱う重大性からすれば、一連の事務の流れを本審議会にお諮りすることが必要であると判断いたしました。

それでは、ここで、諮問書を読み上げさせていただきます。

#### (諮問書朗読)

それでは、引き続き、「市営住宅管理事務」「市民住宅管理事務」を所管する市民生活部住宅勤労課の担当職員と、「高齢者住宅管理業務」を所管する高齢者支援課の担当職員から、新たに個人情報の収集等を行う理由や具体的な流れなどをご説明いたします。

(住宅勤労課) それでは、資料に基づき説明いたします。

資料1-2「市営住宅及び市民住宅入居資格等改正に伴う個人情報の収集と外部提供について」というレジュメをお願いいたします。

はじめに、1の改正の趣旨でございます。昨年4月、町田市の都営住宅に居住する暴力団員が、自室に立てこもり、拳銃を発砲し、居住者並びに周辺住民の安全を脅かす事件が発生しました。この事件を契機として、東京都をはじめ、多摩地域の市町村においても、暴力団員を公営住宅から排除する機運が高まっております。

本市におきましても、市営住宅・市民住宅の入居資格等を見直し、暴力団員が当該市営住宅等に入居できないよう、条例・要綱の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容ですが、資料1-4の新旧対照表もあわせてご確認くださいませようをお願いいたします。なお、条文の改正内容は市営住宅・市民住宅とも同様でございますので、説明は、市営住宅のケースで行ないますので、ご了承ください。

はじめに、(1)入居資格の見直しですが、入居資格として、入居者や同居者が暴力団員でないことを追加するものでございます。

資料1-4の新旧対照表では、1ページ目の第6条で、新たに第5号として「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員でないこと。」を追加してございます。

次に、(2)同居の承認等に係る事項の見直しですが、既存入居者が新たに同居させようとする者、又は入居の承継の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、不承認とするものです。

これは、資料1-4の新旧対照表では、1ページ目の下段、同居の承認条件を規定している第12条、2ページ目の上段、入居の承継の承認条件を規定している第13条に、それぞれ第2項として「暴力団員であるときは、承認してはならない。」という条文を追加してございます。

続きまして、(3)明渡しの請求に係る見直しですが、同居者を含む既存入居者が暴力団員であることが判明したときに、明渡しを請求することができるようにするものでございます。

これは、資料1-4の新旧対照表では、2ページ目の中段、市長が入居者に対し明渡請求できる場合を規定している第37条第1項の条文に、第6号として「暴力団員であることが判明したとき。」を追加してございます。

そして、(4)警視総監への意見聴取等に関する事項の創設ですが、(1)~(3)の内容における暴力団員に該当するか否かの確認方法に関して、警視総監に意見を聴くことができるようにするとともに、警視総監から暴力団員に関する情報提供を積極的に受け取ることができるようにするものでございます。これに関する条文は、資料1-4の新旧対照表では、3ページ目の中段あたりですが、新たに第49条、第50条として追加してございます。

続きまして、「3 情報提供及び情報収集の内容」についてですが、

- (1) 対象者は、入居資格審査対象者及び既存入居者、
- (2) 情報提供事項は、氏名、生年月日、性別の3情報、
- (3) 情報収集事項は、暴力団員該当性の有無につい

て

(4) 情報提供及び情報収集先は、警視庁組織犯罪対策部になります。

(5) 情報提供の方法といたしましては、住宅勤務課の職員が3情報を紙に印字したもの、又は3情報を入力したフロッピーディスクを警視庁へ直接持参し、その後、警視庁へ出向いて回収する、という方法により行う予定でございます。

(6) 情報収集の方法ですが、暴力団員に該当する者がいなかったときは、警視庁から電話で回答があります。

暴力団員に該当する者があったときは、警視庁から文書で回答があります。

ここで、情報提供と情報収集の流れについて、説明したいと存じます。恐れ入りますが、資料1-6の暴力団排除手続きフロー表をご用意ください。

はじめに、「新規入居者」と記載されたフロー表をご覧ください。こちらは、市営住宅の入居者募集に応募された方の入居までの流れを示したものでございます。

申込書の提出後、公開抽選により当選した者が入居資格審査対象者となります。ここで落選した者については、対象外となります。

当選した者に対しては、市民であることや所得基準内であることなど、入居資格審査を行います。この資格要件のうち「暴力団員でないこと」については、先ほど説明しましたように、警視庁へ照会し、回答をいただくこととなります。その結果、対象者が暴力団員であった場合には、審査に不合格となりますので、市営住宅に入居することはできません。

次に、「既存入居者」と記載されたフロー表をご覧ください。

こちらは、市営住宅に既に入居されている方が、親族の同居や入居の承継の承認を受けようとするときの流れを示したものでございます。

申込みがあったときは、滞納家賃がないこと、所得が基準内であることなど、所定の審査を行ないます。この審査のうち「暴力団員でないこと」については、先ほどと同様に警視庁へ照会し、回答をいただくこととなります。

その結果、対象者が暴力団員であった場合には、審査に不合格となりますので、その暴力団員の同居は認められず、市営住宅に入居することはできません。

一方、入居承継承認の申込者が暴力団員であることが判明したときは、新たに追加した第37条第1項第6号の規定、「暴力団員であることが判明したとき。」に該当することになり、明渡し請求を行なうことができるようになります。

なお、こうした実務の遂行にあたりましては、警視庁と十分に連携・協力をしながら対応してまいります。

資料1-2に戻りまして、4の実施予定時期ですが、平成20年6月の第2回市議会定例会に条例改正案を上程し、公布の日から施行とする予定でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

(高齢者支援課) 高齢者住宅関係でございますが、ただ今ご説明申しあげました「市営住宅等」と、同様でございます。

なお、具体的な事務の流れの中で大きく異なる点といたしましては、高齢者住宅の「入居者の資格」は、

「満65歳以上の同居親族のいない単身者である。」こと、また、「同居の禁止」規定を定めていることとでございます。

なお、「警視総監への意見聴取」につきましては、必要最小限といたく考えております。

よろしく、ご審議くださるようお願いいたします。

(会長) 説明が終わりました。いずれも同じような事務の流れと見受けられますので、一括して審議を進めたいと思います。では、これらの事務で行うこととなる新たな個人情報の収集等について、皆さんの方から、ご質問がありましたら、お願いします。

(委員) 3点あります。まず、実施の予定時期は20年6月とありますが、これは年1回行うということですか。必要に応じてということですか。

(住宅勤務課) 市営住宅に関しては、毎年、年1回空き家の募集をしております。今までは、6月に募集しておりましたが、今回はこの条例改正がありますので、認められてから募集したいと考えております。

(委員) 年1回ということですね。どれくらいの件数を予想されますか。

(住宅勤務課) 大体応募は300名から500名程度ありまして、入居できる方は10名程度です。

(委員) 照会が10件程度であれば、依頼した事項に関して、問題ありませんということを書きでもらう必要性はな

いのですか。

(住宅勤務課) 空き家については、10件程度ですが、改築などを行っている場所もあります。そのような所については新たに増戸することがあります。府中市に限らず東京都の各市が議会において、暴力団排除の条例改正を行うことになっています。従いまして、警視庁の組織犯罪対策部に集中的に事務が重なりますので、警察の方からは事務を円滑に行うために該当がない場合は、電話連絡でお願いしたいと言われていています。該当性がある場合は十分な調査をして文書回答したいと言っております。

(高齢者支援課) 高齢者住宅でございますが、毎年6月に募集しております。本年度につきましても6月募集を予定しております。これに関しましては、募集の対象が65歳以上の単身の高齢者ということで、時期を変えますと混乱を生じると思いますので、決定者を随時照会させていただきます。

(委員) 既存入居者の場合、定期的にやり直すのですか。

(住宅勤務課) 一般的には、市からお願いしている連絡員さんやコミュニティの中で、暴力団員と思わせるようなことがあった場合は、市の方で調査をして、警視庁の方に照会するというところで、随時ということを考えております。

(委員) 既存入居者が不安です。警視庁の情報がどうかという問題もありますね。毎年ではなく、あるタイミング

で見直しをやる訳にはいかないのですか。

(住宅勤務課) 現在の入居者について全員を警察に照会することは、考えておりません。その必要性があった場合と、新たに同居者が入居する場合のようにタイミングを見計らって進めていきたいと考えています。

(委員) 49条の文章ですと条例上市長が認めた場合とありますが、担当者或いは担当課の中での判断基準がないと困る場合があるのではないですか。条例上は審議会が認めればよいということですが、入居者に対して警察に照会することを募集要項に謳っておく必要があると思います。

(住宅勤務課) 担当課の判断基準については、コミュニティから上がって来た情報をどう扱うかについては、警察との協議の中で一定の話はありますが、さらに詰めていきたいと思っております。

今年の6月以降の募集案内等に暴力団員を排除することを明記するとともに、先ほどの3情報を警察に照会しその同意を得るような記載をしたいと考えております。

(会長) いいですか。他にありますか。

(委員) 内容ではないのですが、機運が高まってきたからやるというスタンスでいいのかと思います。一つの社会正義のために、また、皆の安全を守るためにやるのではないのですか。また、情報媒体がフロッピーディスクというのは古いのではないですか。

(住宅勤務課) 主旨のところ、若干事実性に欠ける印象を与え兼ねないかも知れません。今までも暴力団を排除するために別の方法で努力してきたのですが、昨年の町田市の事件を契機に特に東京都が精力的に動きまして、それに関して警察庁、また、国の方が暴力団排除の号令をしたということがございまして、機運が高まったというのは東京都、国、警察がという意味ですので、ご理解いただきたいと思います。

また、警察の方から媒体はフロッピーと指定されました。

(委員) 今回の議題を拝見して、個人情報保護条例からすると審議会として慎重に考えなければいけないと思います。犯罪予防の目的があまり先行する発想ばかり前提として出てしまうと、個人情報保護条例からすると問題で、危険なものであると思います。結論としては、許可すべきと考えますが、既存入居者全部を調べるのは危険だと思います。今回は、特別な機会を捉えて部分的に行うものであること、広範な規制にはならないことが許可できる理由です。

(委員) 同じ思いです。

(委員) 少なくとも市営住宅や市民住宅の中では犯罪を防ごうということだと思います。市と警視庁のやり取りが犯罪を無くすため、反社会的な動きにつながることを防ぐためには必要だと考えますが、一方で広範な規制につながるとすれば難しいことだとも思います。

(委 員) 退去は、夫婦単位か子どもが含まれるのか。

(住宅勤務課) 既存入居者で子どもが暴力団の場合は、その子どもに退去していただきます。その親御さんは住むことができます。当該本人が対象ですので、排除する対象は暴力団員と判明した本人だということです。

(委 員) 改正される内容については確定していますか。

(住宅勤務課) お配りした文書はすべて改正案です。

(委 員) この場で考えなくてはいけないことは、情報収集に関しての49条と50条の今までなかったルートを認めるということですか。

(住宅勤務課) そのとおりでございまして、ここが議論を尽くしていただきたいところです。

(委 員) 警視庁に市の方から提供する資料は、名前とかで警視庁に一覧表があって分かるようになっているのですか。

(住宅勤務課) 情報提供事項で氏名、生年月日、性別の3つの情報を警視庁に報告し何らかの形で調査し、分かることになっています。

(委 員) 募集があった時に3つの情報を提供するのですか。

(住宅勤務課) 全ての募集対象者ではなく、当選予定者について照会をかけることになっています。

(委員) 現実問題、3つの情報で分かるようになっているの  
ですか。

(住宅勤務課) 警察の方ではそれで十分だと言っています。

(委員) それだけで分からなくてそれ以外の事項の調査が入  
りますか。

(住宅勤務課) それは一切ありません。3つの情報だけです。

(委員) 過去に暴力団員だったりした場合はリストに出ると  
思いますが、対象に入るのですか。

(住宅勤務課) 今回のご提案した内容は、指定暴力団の構成員を言  
っていますので、準構成員とかOBは対象外です。

(会長) この辺で、本審議会の意見をまとめていきたいと思  
います。市営住宅管理事務ほか2つの新たな個人情報の  
収集などについて認めてよろしいでしょうか。

(委員) 個人情報の提供ということは大きな問題ですが、限  
られた中での収集と提供ということですので。

(委員) 個人情報の問題は、難しいことですが、安全上良く  
しなければいけない事項に対しては、ある程度の情報  
を求めていかないとコントロールしきれないと思いま  
す。

(委員) 改正は暴力団員を排除するためのものなので、きち

んと審査を受けて入居したことで、風貌だけであやしいと言われることがなくなるのでは。

(会 長) それに対して市の方の意見を聞いてみます。

(住宅勤務課) 難しいお話しですが、風貌その他で行うのではなく、条例の中で書かれたタイミングで照会していきたい。ただ、例外的に既存入居者について近所の方の情報提供があればそれを斟酌して、今後、警察との協議の中でルール化して一定の基準に基づいて必要があれば照会していきたいと考えております。

(委 員) 人権的には、どんな方でも入居を妨げるべきでないという思いがありますので。

(会 長) わずかな時間で認める、認めないというのは難しいと思いますが、認めるという方は。(→挙手全委員)  
ありがとうございます。本審議会として、「市営住宅管理事務」ほか2つの事務で行うこととなる新たな個人情報の収集等について、認めるということで市に報告しておきます。

(委 員) 基本的に認めましたが、機運があるからやるのではなく、社会の安全のためにあえてという前提をきちんとしておきたいと思います。

(会 長) その辺をよく市と相談しまして書類を提出します。  
次に、会議次第4の(4)「個人情報を取り扱う事務の届出について」を事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局) それでは、説明させていただきます。これは、府中市個人情報の保護に関する条例第9条第1項の規定により、個人情報を取り扱う事務の届出があったものについてご報告するものです。今回ご報告するのは、資料2-1にございます「特定健康審査・特定保健指導」事務でございます。本年4月より、国民健康保険被保険者に対する特定健康審査、特定保健指導を実施することになり、これに伴い新たな個人情報の取扱いが発生するというものです。

(会長) では、「個人情報を取り扱う事務の届出について」、の説明が終わりましたので、どなたかご質問がありましたらお願いします。

(委員) 資料2-1、これは、市の中ではこれを見られる方は限定されているのですか。

(保険年金課) パスワードとIDで限られているので、誰もが見られるわけではありません。

(委員) 物理的にデータがどうなっているか。これだけの情報があって、データとデータをつき合わせて調査すると、パスワードとIDで見られることがあります。市の管理の方が重要な気がしていますが。

(保険年金課) 個人の情報に関して各主管課で情報管理していただき、認められた職員しか見られないようになっています。また、職員の中でも例えば住民基本台帳は、年度当初に情報システム課に許可の願いを出す体制をとっ

ています。各情報を持っている主管課で管理等はきちんとやっています。

(委員) 形だけでも心配があります。

(委員) この報告事項の中で、変わった点は。

(会長) それでは、第4の(5)個人情報の取り扱う事務の変わったところを事務局で説明してください。

(事務局) 第4の(4)は、今回、新たな事務が発生しましたので皆様に報告したものでございます。それでは、変更があった事務について説明させていただきます。これは、府中市個人情報の保護に関する条例第9条第3項の規定により、個人情報を取り扱う事務の変更があったものについてご報告するものです。今回ご報告するのは「障害者自立支援給付費支払に関する事務」と、「胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、成人健康診査、女性健康診査、成人病健康診査、歯周疾患検診、成人歯科健康診査、骨粗しょう症検診」でございます。資料3-1をご覧ください。「障害者自立支援給付費支払に関する事務」は、昨年10月1日より、障害者自立支援法第29条第8項の規定に基づき、それまで3つに分かれていた事務が1つにまとまったことを受けての変更でございます。次に、資料3-2をご覧ください。「胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、成人健康診査、女性健康診査、成人病健康診査、歯周疾患検診、成人歯科健康診査、骨粗しょう症検診」につきましては、根拠法令の変更や、事業の整理等がございましたので、その変更を報告するものでございま

す。詳細は、資料3-2でご確認をお願いいたします。

(会長) では、「個人情報を取り扱う事務の変更について」、の説明が終わりましたので、どなたかご質問がありましたらお願いします。(→質問なし)

(会長) では、他に、ご質問もないようですので、次に、会議次第5「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) それでは、会議次第の5の「その他」ですが、会議終了後に報酬に係る委任状を回収いたしますので、事務局の者にお渡しくくださいますようお願いいたします。

(広報課長) 委員の皆様、本日は、長時間に渡り、ご審議いただきありがとうございました。今回新たに3名の方に加わっていただき、積極的なご意見をいただきありがとうございました。これをもちまして、平成20年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。

(了)